重要事項説明書

令和　　年　　月　　日

倉敷市水道事業管理者　様

本重要事項説明書は、建築士法第２４条の７に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。

受託業務名称：

|  |
| --- |
| 建築士事務所の名称：建築士事務所の所在地：開設者氏名：（法人の場合は開設者の名称及び代表者名）区分（一級・二級・木造）：　（　　　　　）建築士事務所 |

１　対象となる建築物の概要

|  |
| --- |
| 建設予定地：主要用途：工事種別：規　模　等： |

２　作成する設計図書の種類（設計契約受託の場合）

|  |
| --- |
| 当該契約において倉敷市水道局が指定する約款（以下「約款」という。）、業務委託仕様書による。 |

３　工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

（工事監理契約受託の場合）

|  |
| --- |
| 倉敷市水道局作成の監理業務委託契約書（以下「監理業務委託契約書」という。）、建築工事監理業務委託特記仕様書による。 |

４　設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

|  |
| --- |
| 設計又は工事監理の一部を委託する場合には、約款又は監理業務委託契約書の規定及び建築設計業務委託特記仕様書又は建築工事監理業務委託特記仕様書により別途、倉敷市水道局の承諾を得ます。 |

５　設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

|  |
| --- |
| 設計（工事監理）業務に従事することとなる建築士・建築設備士 |
| 【氏名】【資格】（　　　　　　　　）建築士　　　【登録番号】 |
| 【氏名】【資格】（　　　　　　　　）建築士　　　【登録番号】 |
| 【氏名】【資格】（　　　　　　　　）建築士　　　【登録番号】 |
| （建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聞く者）【氏名】【資格】建築設備士　　　　　　　　　　　【登録番号】 |

６　報酬の額及び支払の時期

|  |
| --- |
| 契約書、約款による。 |

７　契約の解除に関する事項

|  |
| --- |
| 約款又は監理業務委託契約書による。 |

（説明をする建築士）

氏　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

資格等：（　　　　）建築士、　　　□管理建築士　□所属する建築士

上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

倉敷市水道局

確　　認　　印

倉敷市水道局　　　　　　　　　　（施行担当部署名）